

理解推進事業

恒例の美術作品展がパルテノン多摩で開催
絵やイラストなど600点が一堂に

絵やイラスト、書、陶芸、写真、オブジェなど約600作品を展示する障がい者美術作品展が今年も11月30日から開催される。会場は多摩センター駅から徒歩5分のパルテノン多摩。イルミネーションに彩られた大通りの突きあたりだ。24回を迎えた今回は来場者の投票で決まる「市民賞」が新設される。

開催概要
日程: 11月30日(日)～12月7日(日)
時間: 10時～20時(土日は～18時) 最終日は15時まで
場所: パルテノン多摩2階特別展示室
※入場 無料



①多様な作品が並ぶ会場

資源化センター事業

資源を生かすため障がい者も奮闘

10月は92トン超を処理
10月の作業実績は14日間でおおよそ70時間。総選別量は92.2トン。1日当たり約6600kgを処理した計算となる。年内の収集は12月30日(火)までで年明けは1月5日(月)から。びん類が増えるこの季節だが、ふたを外し、中を水ですすぐなど適正な処理を一層心がけたい。



①リサイクルされ新たな資源に
②家庭内でも外でも飲食の機会が最も多いのが年末年始。それに比例して処理量も増える

加盟団体からのお知らせ

- アートひまわり
南野3-15-1 5階 ☎373-8455
NPO法人あしたや共働企画
諏訪5-6-3-101 ☎372-3690
NPO法人暉望
永山4-2-4-103 ☎389-1234
NPO法人くぬぎ
永山3-9 ☎375-2583
NPO法人どんぐりパン
諏訪5-6-3-105 ☎371-9236
サンクラブ多摩
南野3-15-1 5階 ☎356-0308

移動支援事業

冬もイベントがいっぱい
ヘルパー同行で出かけよう



①幻想的な雰囲気にも包まれる多摩センター駅。遠くから来る人も多い



10月の依頼は、つむぎ館まつりや食事・カラオケへの同行など計46件だった。最終の土日、多摩センターで開催されたハロウィンイベントへの同行もあった。これから年末年始にかけてはあちこちで多くの催しもの開かれるので、サービスを利用し出かけてみて。なお、登録ヘルパーは老若男女さまざま。外出先についての相談にも乗ってくれるので、まずは問合せを。

ヘルプカード配布のお知らせ

11月から「の一ま」でも配布スタート

希望者はスタッフまで
障害や疾病のある人が普段から身につけておくことで、いざというときに自分の情報や手助けをしてもらいたいことを伝えるカード『ヘルプカード』。市役所や社会福祉協議会などで配布しているが、11月からは、の一までも、登録者を対象に配布がスタートした。詳細はスタッフまで。



①自分の名前などの基本情報を書いた「裏表カード」。ストラップ付き
②緊急連絡先や病名、かかりつけの病院や薬など、わかりやすい医療情報を書いた「3つ折りカード」

市内38団体が参加し福祉祭り

市初めの福祉祭りが11月1日(土)、小雨降るなか東永山複合施設で盛大に行なわれた。団体間の繋がりを深め、福祉の働きを広く市民に周知するのが主な狙い。38団体が参加し、約700名が来場。多摩市障害者福祉協会もブースを出し活動の紹介を行なった。

①体育館では施設・団体サービス案内コーナーを設けた



多摩市障害者福祉協会



つながりをカに、人と人を結ぶ
げっかんたしょうきょうつうしん
月刊多障協通信 ルリエ

relier

もくじ
目次

事業報告

真の『合理的配慮』とは 1
支援センターの一ま 2
障がい者就労支援センター 3
理解推進事業 4
移動支援事業 4
資源化センター事業 4
加盟団体からのお知らせ 4
ヘルプカード配布のお知らせ 4

れんさい
連載

NEWS
NEWS 1
今月の花 1
プログラムカレンダー 2
今月のひと口解説 3
現場からの声 3

発行：多摩市障害者福祉協会
多摩市南野3-15-1 総合福祉センター5階
障害者団体共用室
☎042-356-0308 FAX042-311-2327
ホームページ http://tashokyo.com



多障協だより
リニューアル新創刊
第3弾!!

2014年11月25日発行
2014年第1巻第3号

真の『合理的配慮』とは

合理的配慮とは非障がい者中心の基準やルールを、個々の障がい者の状況に応じて変更、調整するもの。例えば、雇用の場において、当該障がい者が障がいゆえに被っている職務遂行上の障壁を取り除くことを意味する。この4月に新職員を迎え、新役員とともにスタートし10カ月が過ぎました。8月には職員・役員合同研修会を開催し、各事業の内容や取り組み状況を理解、共有しあい、各事業の充実と日々の仕事の糧になりました。一方、市においては、9月に第4期(27年度から29年度まで)多摩市障害者福祉計画市民策定委員会が始まり、第3期3カ年の進捗状況やこれまでの利用者のニーズをふまえ、各種サービスの見込み量、その方策を示すことになっています。合理的配慮の意味が従事者、事業者に正しく理解され、生かされた福祉現場であること、また障害者福祉計画策定にあたっては、強く反映することを願いたい。

今月の花 ポインセチア



シクラメンや葉ボタンと並んで、この時期よく街中で見かけるポインセチア。真っ赤な彩りが特徴的だが、実はあの赤い部分は花ではなく、芽やつぼみを保護する小形の葉=苞(ほう)と呼ばれるもの。花言葉は「幸運を祈る」「祝福」のほか「私の心は燃えている」というものもある。クリスマスにひと鉢飾ってみては。

NEWS～介護予防と地域貢献へボランティアポイント始まる
多摩市では12月1日から介護予防ボランティアポイント事業「にやんとTAMARボランティアポイント」がスタートする。65歳以上の高齢者のボランティア活動実績をポイントとして評価することで介護予防を促進すると同時に、元気な高齢者の地域貢献を促す狙いもある。いまのところ、この事業の活動は介護保険施設や市の介護予防事業の手伝いなどに限定されているが、今後、地域の障がい者施設や児童施設などにその範囲が広がっていくことを期待したい。

つむぎ館まつり報告



10月18、19日健康センター、隣接する九頭竜公園にて開催された。地域交流を目的としている。4階には子どもから大人、家族連れの方を中心に593名の来場があった。



竹とんぼは子ども達に一番人気があった。用意したペンやシールを使ってオリジナルのものを作っていた



水きりえは大人からも人気が高く、「今年も来ました」と参加する人もいた

プログラム報告



年に2度開花する十月桜を鑑賞!

今年度一回目の外出プログラムは、6名の利用者が参加され、バスや電車などを利用し、生活力の向上を目標に『府中郷土の森博物館』へ行った。十月桜やコスモス、野紺菊など季節の草花を鑑賞した。

10月相談件数

面接、電話など1251件。外出プログラムや、つむぎ館まつり等があり電話相談、問合せが前月より70件多かった。プログラム、フリースペースは409名が利用し、利用者ミーティングは前月8名よりも多い12名が参加した。

第2四半期報告

リラックス体操の開始もあり、プログラム利用者が約3割増加。新規の相談や事業所見学などの同行も増加した。

『ホームアローン2』あらすじ
家族でマイアミ旅行のはずが飛行機を間違え一人ニューヨークについてしまうケビン。危険がいっぱいの大都会で泥棒に出くわしてしまった。今度はどうな撃退作戦が飛び出すのか!?

日	月	火	水	木	金	土
	1 やす 休み	2	3 福祉 福祉こころ相談 10:00~12:00	4	5 イブニングタイム 17:45~19:30	6 発達 発達障害相談 10:00~12:00 利用者ミーティング 13:30~14:30
7 やす 休み	8 やす 休み	9 身体 身体障害相談 13:00~15:00	10 福祉 福祉こころ相談 10:00~12:00 リラックス体操 14:00~15:00	11	12 イブニングタイム 17:45~19:30	13 映画 映画会 『ホームアローン2』 13:30~15:30
14 やす 休み	15 やす 休み	16	17 スタッ スタッフミーティング 10:00~12:00	18	19 イブニングタイム 17:45~19:30	20 大掃 大掃除 14:00~15:00
21 やす 休み	22 やす 休み	23 天皇 天皇誕生日 やす 休み	24 福祉 福祉こころ相談 10:00~12:00 リラックス体操 14:00~15:00	25	26 イブニングタイム 17:45~19:30	27 お楽 お楽しみ会 13:30~15:00
28 やす 休み	29 やす 休み	30 やす 休み	31 やす 休み			

実績報告

7-9月の新規就職者は9名

7~9月の第2四半期実績は、相談件数が1035件で前年同期比16%減。これは就職前の、生活面を含めた相談件数が減ったため、就職後の定着支援を見るとき5%増の712件となっている。うち職場訪問の割合は約3割である。登録者数は10人増えて179人となった。新規就職者は前年同期比1人増の9人。内訳は軽作業5、販売・接客1、飲食1、清掃2。一方、離職者は4人で、この数字は前年同期と同じである。10月の相談件数は421で前年同期比21%増。うち3分の1が就職前の相談となっている。

今月のひと口解説

障害者雇用率制度とは?

平成25年4月、障害者雇用促進法の改正で国・地方公共団体や教育委員会等を除いた一般民間企業の法定雇用率が1.8%から2.0%へ引き上げられた。従業員数50人以上の企業はこの法律に基づいて障がい者を雇用する義務がある。障害の種類や働く時間数によって雇用率の割合が変わってくる。精神障がい者の雇用は平成30年から義務化になるため各企業積極的な採用が進み始めている。

障害者雇用率カウント方法

週の所定労働時間	30時間以上		20時間以上	
	30時間未満		30時間未満	
身体障害者	1	0.5	1	0.5
知的障害者	1	0.5	1	0.5
精神障害者	1	0.5	1	0.5

- 重度身体障害者…1級・2級及び3級に該当する障害を重複
- 重度知的障害者…地域障害者職業センターによる判定
- 実雇用率の算定には精神障害者(手帳所持者)を含む

就労経験を活かしボランティア活動に参加



地域の福祉施設で作られた竹とんぼをデコレーションするブース。大盛況であった



就労支援センターのある健康センター全館でのイベントは地域の恒例行事となっている

10月18日、19日に市立健康センターと、隣接する九頭竜公園で行なわれたつむぎ館まつりに生活支援プログラムのメンバー16名もボランティアとして参加。ブースの受付などを行なった。手相占いや竹とんぼブースの前に立ち、順番が回ってきた来場者を場内へ誘導。ほかに材料の受け渡しや入場者数のカウント、閉場後の撤収作業まで協力し合い、それぞれの役割を果たした。休憩時間にはイベントを楽しむ姿も見られた。このボランティアは自主参加となっているが多くのメンバーが積極的に参加している。他者と協力しあい、地域の中での自分の役割を知る。それを感じることでできる機会になったのではないだろうか。



ネイルコーナー。おしゃべりは指先から…



午前中には品切れであった野菜販売のコーナー

「これからは相談します」

現場からのこえ

穏やかな表情で彼女は老人ホームでの掃除やお茶出し等の周辺業務をマイペースにこなしていた。忙しい現場故に基本的には一人で仕事をしていた。突然「どうしてここをやっていないの!!」と遠くから誰かを強く叱責する声が聞こえた。「他には誰もいない…私のことだ…そういえば1箇所掃除を忘れていた」。強い叱責の言葉にショックを受けた。家でも職場でもそのことばかりが気になった。でも、どうしていいのかわからない。そんな彼女の異変に気づいたのは母親だけだった。「娘の様子が最近変なんです」就労支援センターに入った母親からの電話で支援者と職場での話し合いが持たれた。職場では彼女が働きづらくなることを考慮し事実確認という手段はとらず現場に彼女の障害特性と接し方を改めて周知するという形をとった。これで彼女が誤解をするような場面を回避できる。穏やかな表情で彼女は言った「これからは遠慮しないで相談します」彼女に笑顔が戻った。

就労支援センター利用について

就労したい方、または就労継続を希望する多摩市在住の障がい者やご家族の方からの相談を受付けています。相談は予約制です。☎042-311-2324(受付は土日除く月~金 9:30~17:00) 住所: 多摩市関戸 4-19-5 市立健康センター4F